

赤い羽根号助成申請について

赤い羽根号の助成を希望される場合は、次の事項にご留意の上、助成申請書等を本会へ提出してください。

1. 助成申請書について

赤い羽根号（車椅子仕様軽自動車 4 名乗り）を申請する場合は、助成申請書（「赤い羽根号助成申請書」、「助成申請事業に関する事業計画書」、「保有車両現況調査表」等）を本会へ提出してください。

2. 助成申請書の提出先について

助成申請書は、原則として本会へメールにて提出してください。（メールにて提出できない場合は郵送でも可）

3. 助成申請書の提出期限 ・ ・ ・ 令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに必着

4. 赤い羽根号助成申請書（以下「申請書」）について

「赤い羽根号助成申請書」（申請書）は、2 部作成のうち 1 部を施設の控えとし、1 部を長崎県共同募金会へ提出してください。

- (1) 申請書の代表者等必要事項は必ずご記入してください。
- (2) 担当者は、申請される事業を把握されている方の御名前等をご記入ください。
- (3) 申請理由は、申請施設の活動状況や申請事業の必要性・緊急性等助成を必要とする理由をできるだけ詳しくご記入ください。
- (4) 「赤い羽根号」の助成については、最終的に本会にて一括入札を行い、助成車両の販売店を選定します。従って、申請書には申請金額等の記入欄は設けておりません。また見積書などの添付は必要ありません。
- (5) 助成申請書に添付する資料について

申請書の提出にあたっては、申請書に下記の書類を添付してください。

- ①助成申請事業に関する事業計画書（別紙 1）
- ②保有車両現況調査表（別紙 2）
- ③更新予定車両の写真

車両を更新する（買い替え）の場合は、更新予定車両の写真（3～4 枚・外観や内装部分等）と車検証の写

5. 「赤い羽根号」の概要について.

(1) 助成車両について

軽車椅子仕様車（後部座席の部分に車椅子のまま乗車できる車両）

排気量：660 cc 乗車定員：4 名

仕様：ガソリン車、オートマチック、エアコン装備

車椅子固定装置（電動）

※車両に赤い羽根と「赤い羽根号」の文字、法人名、施設名入り

(2) 助成金等について

「赤い羽根号」助成は、車両本体価格・付属品とそれに付随する消費税額の合計の75%を上限となっております。助成が決定した法人（施設）においては、上記の4分の1相当額と登録諸費用が自己負担額（法人資金）となりますのでご了承ください。

また、助成決定された法人に対しては、車両納車後に請求に基づき、本会より助成金を送金いたしますので、自己負担分と合せて業者へ支払いを行っていただくこととなります。

(3) 助成決定の時期

令和8年3月中旬に開催予定の本会配分委員会において審査を行い、その後、理事会・評議員会（3月下旬頃開催）の承認を経て助成の可否が決定します。

(4) 助成申請対象外施設について

特別養護老人ホーム等介護保険サービス事業所や介護保険特定施設は、本助成（赤い羽根募金）の対象外となっております。

但し、車両整備についてのみ、中央競馬馬主社会福祉財団助成金の対象といたしますので、助成を希望する場合は、赤い羽根号以外の車両整備をご検討ください。
（手続き等については、「赤い羽根号以外の車両整備助成申請について」を参照してください。

- ※ 赤い羽根募金（赤い羽根号、施設・設備整備）の助成対象外とする施設
- ・特別養護老人ホーム・高齢者デイサービスセンター・認知症高齢者グループホーム・介護保険特定施設・老人保健施設・有料老人ホーム

(5) 赤い羽根号（車両）助成対象施設が助成の決定を受けて整備した車両については、同一法人内の他の介護保険事業所において、介護保険対象者の送迎等に使用することは控えてください。

6. 現地調査の実施

本会では、助成申請の事業内容の確認と実態を把握するため、現地調査を行っておりますが、赤い羽根号車両の要望に関しては、申請書に添付する「車保有車両現況調査表」をもって、現地調査に代えておりますが、必要に応じて電話、メール等で確認をさせていただきます場合がありますので、予めご了承ください。

長崎県共同募金会 担当：甲能、田浦
Tel 095-846-8682 Fax 095-846-8565
E-mail kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp

(郵送の場合)

〒852-8104

長崎市茂里町3番24号

長崎県総合福祉センター内